

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成26年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

1 損害賠償額

1,219,833円

2 被害者

市内在住者

3 事故の概要

平成25年8月31日午後1時7分頃、相模原市中央区下九沢27番11先の市道において、本市塵芥車(相模800す4525、橋本台環境事業所職員運転)が丁字路を右折した際、被害者の自転車と接触し、転倒させたことにより、当該自転車等を破損させ、被害者を負傷させたものである。

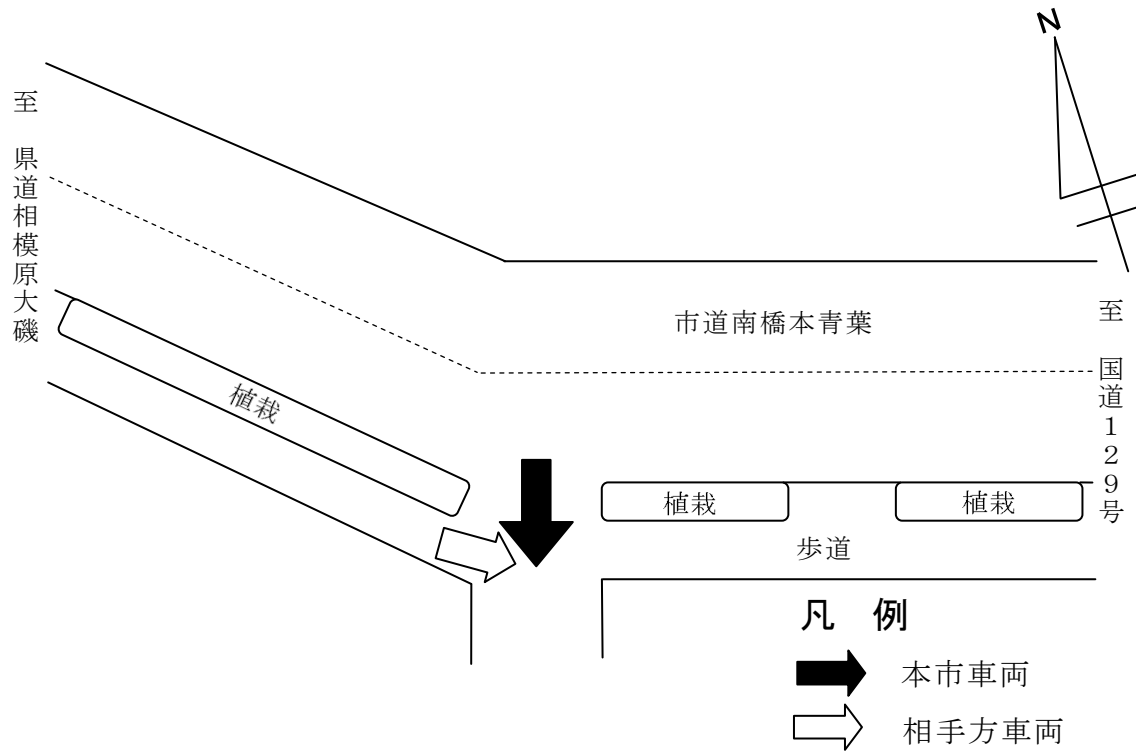
(本市の責任割合 90%)

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第91号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

左膝関節打撲、左肘部打撲、腰椎捻挫、休業損害

(治療期間 平成25年8月31日から平成26年2月28日まで)

自転車前籠、サドル、テールライト等破損

3 損害賠償額

1, 219, 833円